

韓国知的財産ニュース 2022年3月後期

(No. 459)

発行年月日：2022年4月4日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、3月16日から31日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、特別災害地域に宣言された所の特許手数料を減免
- 2-2 韓国特許庁、「審査品質アンケート」の結果を3月17日に発表
- 2-3 ベンチャー企業を支援して知的財産経営に新しい活力を吹き込む
- 2-4 韓国特許庁、「知的財産（IP）製品イノベーション支援事業」募集を公告（3月21日～4月8日）
- 2-5 韓国特許庁・農村振興庁間 ODA の MOU を締結
- 2-6 韓国の人工知能半導体技術、特許で底力を確認
- 2-7 韓国特許庁、「人工知能発明者」に対するこれまでの議論を白書として発行
- 2-8 韓国特許庁、「審査官向け AI 特許検索テストサービス」を3月25日に開始
- 2-9 外国税関公務員向け知的財産権能力強化のための MOU を締結
- 2-10 特許庁と調達庁、「アイデア」イノベーション製品の発掘に協力

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 斬新なデザインのアイディアが必要な企業を探しています！
- 4-2 デジタル環境変化に対応した商標の使用・侵害に関する商標法改正案の公聴会を開催

その他一般

- 5-1 ヘルスケアのためのペット用機能性飼料、年平均 37%増加

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、特別災害地域として宣言された所の特許手数料を減免

韓国特許庁 (2022. 3. 16.)

東海岸山火事被害の克服に韓国特許庁が共にします！

韓国特許庁は3月13日、今回の山火事によって特別災害地域として宣言された蔚珍・三陟・江陵・東海地域の出願人と権利者を支援するために、特許手数料を減免すると発表した。

2月18日に改正された「特許料等の徴収規則」により、特別災害地域として宣言された地域に居住する個人や主たる事務所を置く企業は、特別災害地域として宣言された日から1年間、特許・実用新案・デザイン出願・審査請求料および設定・年次登録料に通常の減免率を適用してから残った手数料に対して30%の追加減免を受けることができる。また、特別災害地域に居住する個人や企業が特別災害地域以外に居住する他の個人や企業と共同出願または共同権利者である場合も平均減免率(※)が適用される。

【減免の例】

1. 個人(19歳以上30歳未満)の出願料：通常の減免率(85%) + 追加減免(15%×0.3) = 90%
2. 中小企業の出願料：通常の減免率(70%) + 追加減免(30%×0.3) = 80%
3. 中小企業の年次料：通常の減免率(50%) + 追加減免(50%×0.3) = 65%
4. ※ (共同出願) 災害地域内の出願人(80%) + 災害地域外の出願人(70%) / 2 = 75%

また、手数料の減免の他にも特別災害地域に居住する者が特許等に関する正常な手続きを遵守しなかったことにより発生した行政処分に対する救済策も施行される。今回の江

原・慶北地域の山火事のため書類提出などの特許・実用新案・デザイン・商標の出願・審査・審判手続き上の期限を遵守できず、当該特許等の手続きが無効になるか登録が拒絶される場合と、登録決定通知を受けたにもかかわらず期限内に設定登録料を納付しなかったか法律に定められた期限が経過してこれ以上年次登録料を納付することができず権利が消滅したときは、当該出願人や権利者が今回の東海岸山火事被害によって法律に定められた期限を守れなかったという理由書と証明書類と一緒に提出すれば、確認後、救済できる。

特許庁の情報顧客支援局長は今回、手数料減免制度の施行に当たり「特許庁も東海岸山火事被害の克服に積極的に加わって当該地域の特許出願人・権利者の経済的・行政的負担を軽減することに力を添えたい」と述べた。

2-2 韓国特許庁、「審査品質アンケート」の結果を3月17日に発表

韓国特許庁 (2022. 3. 17.)

審査速度より審査品質を強化してもらいたい

韓国特許庁はアンケート調査を通じて審査品質の水準を評価する「国民が実感する審査品質水準の評価及び分析に関する研究」の結果を3月17日に発表した。今回の評価は多出願人と代理人を対象に特許分野36項目、商標・デザイン分野10項目を調査した。

※調査期間：2021年6月～2021年12月、主管機関：KDNリサーチ

※回答者：(特許) 出願人306人、代理人52人、(商標・デザイン) 出願人304人、代理人50人

「全般的な審査品質に対する満足度」を問う質問で、特許分野は68.8点と、2020年の69.7点に比べて小幅に下落した反面、商標・デザイン分野は72.9点と、2020年の69.1点に比べて多少上昇した。

今年に初めて調査された項目である「限られた条件なら、特許審査の速度と品質のどちらにもっと重点を置くべきだと思うか」という質問に「品質」を選んだ回答者は37%と、「速度」を選んだ26%より11%p高い。「品質と速度ともに同一」を選んだ回答者は37%であった。回答者の類型別に見ると、大企業や外国法人は「品質」がより重要と答えた割合が2倍以上高いのに対し、個人は「速度」と答えた割合がより高い。

海外出願の経験がある回答者を対象に「韓国特許庁と他国特許庁のどちらの審査サービスがより優れているか」という質問には、韓国特許庁の審査サービスがより優れていると

回答した割合が 87.6%と、2020 年の 77.3%より 10.3%p 高い。韓国特許庁の審査サービスがより優れていると思った理由としては、速い審査速度、充実した先行技術調査、わかりやすく作成された通知書などを挙げている。これは、韓国特許庁がユーザー中心の積極行政を実施して持続的に行政サービスを改善してきたことが高い評価につながったと見られる。

特許庁の審査品質担当官課長は「今回の研究結果は米中技術争い、韓国の知的財産金融の急成長などによって知的財産の品質が一層重要になっていることを示している。特許庁はこのような出願人のニーズに応え、審査品質教育を強化し、1つの出願を複数の審査官と一緒に検討する協議審査を拡大するなどの品質重視政策を持続的に推進していきたい」と述べた。

一方、審査品質水準の評価及び分析に関する報告書の全文は、3月末から特許庁のウェブサイト (<http://www.kipo.go.kr>) でダウンロードできる。

2-3 ベンチャー企業を支援して知的財産経営に新しい活力を吹き込む

韓国特許庁 (2022. 3. 18.)

韓国特許庁・法務部・ベンチャー企業協会、
ベンチャー企業向け IP・法務相談、CEO 向け IP アカデミー運営などに協力

韓国特許庁、法務部、ベンチャー企業協会は、ベンチャー企業における知的財産経営の強化と法律支援に向けて、3月18日(金曜)午後2時30分、ベンチャー企業協会にて業務提携を締結することを明らかにした。

【業務提携式の概要】

日時及び場所：2022年3月18日(金曜)、午後2時30分、ベンチャー企業協会大会議室

参加者：特許庁、法務部、ベンチャー企業協会

内容：

- (1) 創業ベンチャー企業向けの知的財産および法務相談・諮問を支援
- (2) ベンチャー企業 CEO 向けの IP アカデミー過程を運営
- (3) 韓国特許庁の地域知的財産センターとベンチャー企業協会の支会間の連携など相互協力・支援システムを構築
- (4) 韓国特許庁と法務部間の消滅特許情報および消滅予想(放棄予定)特許取引情報の連携を通じて青年ベンチャー企業の知的財産事業化を支援

韓国特許庁は、公益弁理士特許相談センターを通じて創業ベンチャー企業に知的財産関連相談を提供し、ベンチャー企業 CEO の知的財産認識向上のために「ベンチャー企業 CEOIP アカデミー」過程に対する予算を支援する。

法務部は、ベンチャー企業が特許を事業化する際に発生できる法律問題に対応できるように、スタートアップ創業支援法務プラットフォーム（スタート Law）を通じて創業ベンチャー企業向けの法律相談を支援し、「ベンチャー企業 CEOIP アカデミー」に講師推薦および講義プログラム設計を支援する予定である。

ベンチャー企業協会は、「ベンチャー企業 CEOIP アカデミー」過程を開設・運営し、V-ON（www.v-on.kr）など広報チャンネルを通じて IP 金融、スタート Law などベンチャー企業に必要な IP・法務政策についての広報を支援する。

あわせて、韓国特許庁で保有している消滅予想（放棄予想）特許取引情報と消滅特許情報を法務部のスタート Law と連携して創業企業が事業において活用できるように支援し、韓国特許庁の地域知的財産センターとベンチャー企業協会の地域支会間の連携など相互協力・支援システムを構築する予定である。

このような協力システムが構築される場合、地域のベンチャー企業は知的財産に関する様々なサービスの提供をより便利に受けるようになり、知的財産を活用した事業化の活発化が予想される。

ベンチャー企業協会長は、「今回の業務提携を通じて消滅特許情報などに基づいて協会の会員企業とベンチャー企業が新事業を展開できる土台が作られ、コア資産である IP をより体系的に管理して保護できるようになった」とし、「今回の提携を皮切りに、協会の会員企業とベンチャー企業のコア資産である IP の管理および保護支援のため、各機関でより多くの業務協力が行われることを願う」と述べた。

法務部長官は、今回の業務提携は「ベンチャー企業における知的財産経営の強化および法律支援のため、法務部、特許庁、ベンチャー企業協会が力を合わせる大切な場である」とし、2022年2月15日に構築した法務部のスタートアップ創業支援法務プラットフォームである「スタート Law」を紹介するとともに、「今回の業務提携を通じてスタートアップ関連法律支援を強化することによってスタートアップ創業と経営により一層役立つように努力する」と述べた。

韓国特許庁長は、「これまで特許庁では企業が必要とする知的財産金融、商標・特許出願支援、知財基盤 R&D 分析、知財紛争対応事業などを支援していたが、実際の現場ではその内容についてよく知っていなかったのが事実である」とし、「今回の業務提携を機に、ベンチャー企業に知的財産制度や支援事業についてよく知ってもらい、知的財産を事業に活用してもらうことを願う」と述べた。

2-4 韓国特許庁、「知的財産 (IP) 製品イノベーション支援事業」募集を公告 (3月21日～4月8日)

韓国特許庁 (2022. 3. 20.)

中小企業の製品開発のあい路事項、韓国特許庁が解決します！

韓国特許庁は、中小企業の知的財産事業化を支援する「2022 年知的財産 (IP) 製品イノベーション支援事業」に参加する企業を 3 月 28 日 (月曜) から募集すると発表した。

この事業は、特許、実用新案またはデザインを保有している中小企業を対象にし、製品開発中に経験する技術的困難について、他の技術分野の特許など知的財産を分析し、技術を融合することにより新しい解決策を導き出して事業化することを支援する事業である。

新製品企画、問題解決、製品高度化など、企業にニーズに合わせた知的財産コンサルティングを支援し、試作品製作などを通じた開発製品の性能検証を支援する最大 7 千万ウォン規模の事業化支援が行われる予定であり、選定企業には韓国特許庁が開催する投資誘致説明会または公共調達に参加する機会も提供される計画である。

特に、今回の事業には地域や企業の業歴 (廃業履歴など) に関係なく、特許などの知的財産 (商標は除く) を保有している中小企業であれば、自由に申請できる。

2012 年に実施されて 11 年目を迎えたこの事業は、参加企業の売上向上、製品協商力の強化など企業の成長に大きく貢献している。

昨年の参加企業である「株式会社ドット」は、本事業を通じて視覚障害者向けの点字パッドである「Dot Pad」開発に成功し、2022 年 9 月から米国教育部を通じて視覚障害者学校に「Dot Pad」を普及する予定 (300 億ウォン相当) であり、昨年 12 月には、金融委員会と 10 の政府部処が共同で選抜する韓国の未来イノベーション成長をリードする代表企業である「イノベーション企業国家代表 1000」に選定された。

韓国特許庁の特許事業化担当官は、「本事業を通じて中小企業が優秀知的財産を活用して革新的な製品を開発し、知的財産に基づいた強小企業に成長することを期待する」と述べた。

一方、参加を希望する企業は4月8日（金曜）18時まで韓国発明振興会ウェブサイト（kipa.org）からオンラインで申請できる。詳細については韓国特許庁ウェブサイト（kipo.go.kr）に掲載された事業公告から確認できる。

2-5 韓国特許庁・農村振興庁間 ODA の MOU を締結

韓国特許庁（2022.3.21.）

農業技術・知的財産分野の融合 ODA 協力でシナジー拡大

【協力型農業技術開発の公的開発協力の仮想事例】

農村振興庁はドミニカ共和国に適した韓国の稲品種改良・栽培の技術を開発し、農業生産性を向上させた。特許庁は農村振興庁で開発された技術によって生産された稲を精米できる小型精米機を適正技術（※）に開発し、精米された米をブランド化して高付加価値化を図り、農家の収益を増加させる。

※適正技術とは、地域の環境と特性を考慮して考案された技術であり、先端技術に比べて低コストで実現・維持することができるため最貧国や途上国に適した技術を意味する。

韓国特許庁と農村振興庁は、3月21日月曜日16時に韓国政府大田庁舎で農業技術と知的財産分野の融合政府開発援助（Official Development Assistance、以下 ODA）協業の活性化に向けた覚書（MOU）を締結した。これにより、両機関は途上国で韓国 ODA の存在感が高まるきっかけを設けた。

今回の MOU の目的は、農村振興庁の「海外農業開発事業（Korea Program on International Agriculture、以下 KOPIA）（※）」と特許庁の「知的財産共有事業（※※）」を連携して途上国の農家に農業生産物の事業化の機会を提供し、所得増大と経済的自立基盤を提供することにある。

※途上国の現地に農業技術専門家（所長、専門家、研究員など）を派遣し、国別オーダーメイド型農業技術を開発・実証・普及する事業として、途上国の農業生産性の向上と小農の所得増大を目指して KOPIA センターを設置・運営する。

※※韓国国内の特許情報を活用した適正技術で途上国現地の問題を解決し、ブランド戦略による事業化の機会を提供することで現地の所得増大に寄与する特許庁の ODA 事業である。

特許庁は農村振興庁が開発した技術で生産された農産物を韓国国内の特許情報を活用して加工できる技術を提供し、加工された製品が順調に販売されるよう製品のブランド化をサポートする計画である。農村振興庁は農産物の生産性向上と所得増大のために22か国でKOPIAセンターを運営しており、KOPIAセンターを活用して各国に適した農業技術を発掘し、普及させる予定である。今回の協力により、両庁は相互の専門性を結合して農業分野のODA融合・複合協業事業を推進することで、知的財産の活用および農業のバリューチェーンの拡大に集中する予定である。また、農業技術の教育から農産物加工技術や販売のためのブランド化まで一括して支援すれば、農産物の生産性が向上し、農産物の加工とブランド化を通じて農産物の価値が高まり、現地農家の所得が大幅に増加すると期待される。

特許庁長は「両庁が長い期間にわたって蓄積してきた専門性を活用するだけに、事業のシナジー効果が大きいものと期待される」とし、「農業技術と知的財産の連携を通じて途上国現地の問題を効果的に解決できるモデルを拡大していけるよう努力する」と述べた。

農村振興庁長は「農村振興庁と特許庁間のMOUは、農業分野と知的財産分野に対する政府開発援助事業の発展に貢献すると期待される」と評価し、「特許庁と積極的に協力して途上国の農家の実質的な所得増大と農村経済の安定に努める」と話した。

2-6 韓国の人工知能半導体技術、特許で底力を確認

韓国特許庁 (2022. 3. 22.)

人工知能半導体の次世代新技術「ニューロモルフィック」、米国特許申請量で世界2位

韓国特許庁は、経済追撃研究所と共に特許情報を活用して「人工知能(AI)半導体」の産業競争力を深層分析した研究結果を3月22日火曜日に発表した。今回の研究はデジタルニューディールの必須産業である人工知能半導体に対し、従来とは異なり、技術の発展段階(1~3世代(※))別に世界中の特許を分類してからそれぞれについて深層的な特許分析を行った。

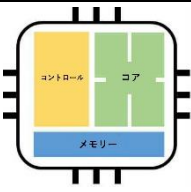
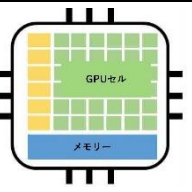
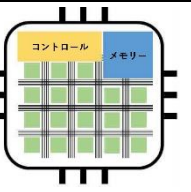
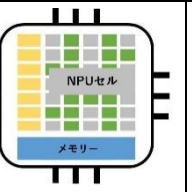
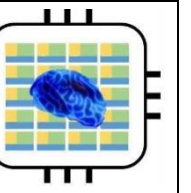
※人工知能半導体技術は中央処理装置(CPU)・グラフィック処理装置(GPU)を活用した第1世代から始まって、フィールド・プログラマブル・ゲート・アレイ(FPGA)および特定用途向け集積回路(ASIC)チップを活用する第2世代を経て、ニューロモルフィックチップを活用する第3世代へと進化している。

【人工知能半導体】

人工知能半導体は低電力で大量のデータを同時に処理し、既存の半導体比約 1,000 倍の人工知能演算電力効率（※）を実現

※電力効率の比較：0.001TFLOPS/W（高性能 CPU）→1.071TFLOPS/W（推論用人工知能半導体）

※※1TFLOPS は、1 秒当たり 1 兆回の演算処理能力を意味する

種類	CPU（第 1 世代）	GPU（第 1 世代）	FPGA（第 2 世代）	ASIC（第 2 世代）	ニューロモルフィック （第 3 世代）
特徴					
	複雑計算 逐次処理	単純計算 並列処理	目的別ハードウェア 再構成	用途に合わせた 高効率専用チップ	ニューロンと シナプスを 模倣した新構造

世界的に人工知能半導体の特許申請は最近（2016 年→2019 年）3 倍以上急増した。このような増加傾向は 2016 年のアルファ碁とイ・セドルの対局後、人工知能への国際的関心や開発ブームによるものと見られる。主要国別に見ると、全体的に、人工知能半導体分野（第 1～3 世代）で米国（37%）と中国（36%）が世界中の特許申請を両分しており、韓国は 3 位に上った。

世界最大の市場であり、コア技術を中心に特許が申請される米国での特許動向を見ると、全分野で米国が圧倒的 1 位となっている。韓国は人工知能半導体第 1・2 世代で中国、日本、台湾と 2 位の座をめぐって激しく競争している構図であるが、次世代新技術の第 3 世代、ニューロモルフィックでは日本と台湾を抜いて大差で 2 位を取った。現在は人工知能半導体技術で多少遅れを取っているが、今後、ニューロモルフィック技術を中心に米国と共に韓国が先頭に立てるという肯定的なシグナルとして捉えられる。一方、人工知能半導体の世代別の主な特許申請人を見ると、全分野でインテル、IBM、サムスン電子など、既存の半導体・コンピューティング分野の強者が上位に上っている中、次世代ニューロモルフィック分野では、サムスンと SK ハイニックスがそれぞれ 2 位と 5 位に上った。

※ニューロモルフィック分野の米国特許申請シェア率（2000 年～2021 年）：韓国 18%、日本 4%、台湾 2%、中国 0%

経済追撃研究所の教授は「半導体をめぐる技術覇権争いなど、急変する世界情勢の中で人工知能半導体特許の重要性により注目すべきだ」とし、「今後の技術革新を主導する可能

性が非常に高い第 3 世代のニューロモルフィック半導体で韓国企業の相対的な躍進が目される」と述べた。

特許庁の特許審査企画局長は「人工知能半導体は人工知能・非メモリー半導体が融合するコア戦略分野であり、カーボンニュートラル・デジタルニューディールの成功とも密接に結び付いている必須産業だ」とし、「今回の分析結果を産業界と共有する予定であり、これを基に人工知能半導体産業の競争力向上に貢献できる特許審査政策を積極的に樹立していきたい」と話した。

研究の結果報告書は経済追撃研究所のウェブサイト (www.catch-up.org) から確認できる。

2-7 韓国特許庁、「人工知能発明者」に対するこれまでの議論を白書として発行

韓国特許庁 (2022. 3. 23.)

「人工知能も発明者になれるか?」、議論は続く

韓国特許庁は、「人工知能 (AI) が発明者になれるか」などをテーマにこれまで国内外の主要専門家と議論・研究してきた内容を集大成した「人工知能 (AI) と知的財産白書」を 3 月 23 日に発行 (※) した。白書には、人工知能 (AI) が作った発明の現況、それを特許でどのように保護するかについて韓国の専門家と議論・政策研究した内容、知的財産主要国が参加した国際コンファレンスでの議論内容などが盛り込まれている。

※「特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr) →冊子/統計→刊行物→その他刊行物」に発行

米国のスティーブン・テイラー博士は、自分が開発した AI (DABUS (※)) がレゴのように結合しやすい容器等を自ら発明したと主張し、2018 年から世界 16 か国に特許を申請して論争に火を付けた。これに対し、韓国を含む米国・英国などのほとんどの国では、現行の特許法上、自然人である人間のみ発明者になれるという理由で人工知能 (AI) を発明者として記載したテイラー博士の特許申請を拒絶した。しかし、これとは異なり、昨年 7 月豪州連邦裁判所では豪州特許法の柔軟な解釈 (※※) により人工知能 (AI) を発明者として認める最初の判決を下した。

※DABUS : Device for the Autonomous Bootstrapping of Unified Sentience

※※人工知能は発明者になれるという明示的な規定がなく、特許法上発明者を表す「inventor」は elevator のように発明する物としても解釈できる

それを受け、韓国特許庁は人工知能を発明者として認めるか否か、人工知能が作った発明をどのように保護するかをより多角的に議論するため、産業界・学界・法曹界の専門家をつくる「人工知能（AI）発明専門家協議体」を昨年8月に発足させた。協議体の専門家たちは、人工知能（AI）が人間の介入なしに自らすべての発明を完成させるにはまだ厳しい技術水準であるという意見が多数であった。ただし、現在も人工知能が人間にサポートされて発明する程度は可能であり、人工知能技術が発展するに伴って近いうちに人工知能が自ら発明できることに備えて関連法制度を準備していかなければならないという意見も提示された。これとは別に、特許庁は昨年10月から政策研究委託業務を通じて、これから人工知能技術の急激な発展に伴い人工知能発明者を認める状況に備えて多様な立法案を模索してきた。

また、特許庁は昨年12月に政府大田庁舎の国際会議室で米国・中国などの7か国（※）が参加した「人工知能（AI）発明者国際コンファレンス」をオンラインで開催した。国際コンファレンスで、一部の国は、急速に発展している人工知能技術が未来社会・経済と科学技術イノベーションに与える影響を考慮し、政府全体で特許制度を含む人工知能総合戦略を樹立していると明らかにした。

※韓国（主催）、米国、中国、欧州（EPO）、英国、豪州、カナダの特許庁

特許庁はこれからも人工知能分野で韓国が競争力を確保できるよう「人工知能（AI）と知的財産」について専門家の意見を持続的に聞くとともに、国際的にも主導的な役割を果たしていく計画である。今後開かれる先進5か国特許庁会議（IP5（※））を通じて人工知能発明者に対する議論を続けていくだけでなく、世界知的所有権機関（WIPO（※※））でも国際的な議論を先導する計画である。

※IP5：韓国、米国、欧州（EPO）、中国、日本特許庁の会議で、毎年定期的に行われる

※※WIPO：「AI and IP」というパネルを年に約2回運営中（今年9月にAI発明者に関する議論を予定）

2-8 韓国特許庁、「審査官向けAI特許検索テストサービス」を3月25日に開始

韓国特許庁（2022.3.24.）

人工知能（AI）で「賢く」特許を審査する！

韓国特許庁は、「人工知能（AI）技術が適用された特許検索システム」を審査業務に活用できるよう、特許庁審査官を対象にテストサービスを3月25日金曜日から開始すると発表した。今回のサービスは、カカオエンタープライズと協力して積極行政を推進したもの

で、人工知能（AI）が推奨する先行技術文献を特許審査に活用することで先行技術文献の検索時間を短縮し、審査の品質を高めることができるようになった。

人工知能（AI）基盤特許検索システムは、審査官が検索キーワードを入力しなくても人工知能（AI）が審査対象文書からキーワードおよび中心となる文章を自動で抽出し、最も類似した先行技術文献を検索して薦めてくれる。システムの開発のために約 500 万件の特許文献を学習データとして使用し、さらに、人工知能（AI）が導き出した中心となる文章や特許分類コード（CDC）などの特許文献固有の情報を活用することで正確度を大幅に高めた。

昨年末、人工知能（AI）特許検索サービスの開発を完了し、一部の審査官を対象にベータテストを行った。今年は審査官からのフィードバックを通じて最適の性能が実現できるようにシステムを改善し、来年から正式サービスに切り替える予定である。

一方、特許庁は昨年、図形商標検索、デザイン分野審査に人工知能（AI）技術を適用した検索サービスを開始した。今回の人工知能（AI）特許検索テストサービスの開始によって知的財産権全分野に人工知能技術を適用し、審査・審判業務の効率性を向上させるためのデジタル政府への転換に拍車をかけている。

特許庁の情報顧客支援局長は「今回の人工知能（AI）特許検索サービスの開始を機に、今後も人工知能（AI）などの知能情報技術を活用した知的財産行政分野のデジタルトランスフォーメーションをスピーディーに推進していきたい」と述べた。

2-9 外国税関公務員向け知的財産権能力強化のための MOU を締結

韓国特許庁（2022. 3. 30.）

海外 K ブランドの偽物の流通を根絶するため、特許庁・関税庁が協力！

韓国特許庁国際知識財産研修院と関税庁関税人材開発院は、知的財産権の保護および関税行政能力教育の強化のために 3 月 30 日水曜日 10 時 30 分、非対面業務提携（MOU）を締結したと発表した。

今回の業務提携は、世界的な韓流ブームに伴って韓国企業の商品の海外偽造流通が急増している中、偽造品の国家間移動拡散を防止するために、関連公務員の知的財産権および関税行政能力の向上に向けた教育の強化を目指して締結された。現在、東南アジアや南米

などで韓国企業の商品の偽造品が大量に生産・流通されており、偽造品の国家間移動によってその被害がさらに拡大している。

今回の業務提携を通じて両機関はそれぞれ外国人税関公務員向け教育課程に知的財産権と関税行政関連科目を編成し、互いに講師を派遣するなどの教育協力を推進する予定である。また、共同カリキュラムおよび教材の開発など、教育の質を高めるためのインフラの共有と連携等の活動にも協力することで両機関の関連行政の理解度を高め、グローバル知的財産権の裾野を広げる上で積極的に努力する計画である。

今回の業務提携による教育強化を通じて開発途上国税関公務員の知的財産権保護能力が強化され、海外に進出している韓国企業の知的財産権が海外通関の過程から積極的に保護されるなど、知的財産保護の実効性が一層高まると期待している。一方、特許庁と関税庁はすでに2013年に「知的財産権の保護に関する了解覚書」を締結しており、知的財産権侵害物品の合同取り締まりや情報共有など、政府レベルの知的財産保護に向けた政策推進に積極的に協力している。

関税庁の関税人材開発院長は「世界各国で知的財産権の保護強化が普遍化し、地域的な包括的経済連携(RCEP)協定が発効されたことに伴って韓国企業の期待需要が高まっただけに、知的財産権侵害物品の輸出入から韓国企業と国民生活の保護に一層取り組む考えであり、今回の業務提携をきっかけにグローバル関税行政の現代化の先導に大きく貢献できると期待している」と述べた。

特許庁の国際知識財産研修院長は「今回の業務提携は、韓流企業進出国税関公務員の保護能力強化が主な目的で、韓国企業の知的財産権利が効果的に保護される基盤を整えることに意味がある」とし、「特許庁と関税庁は海外に進出している韓国企業の保護と国益のために、これからも政策的支援を持続的に進めていきたい」と話した。

2-10 特許庁と調達庁、「アイデア」イノベーション製品の発掘に協力

韓国特許庁 (2022. 3. 31.)

特許庁と調達庁、プラットフォーム連携運営を施行

韓国特許庁と調達庁は、国民の斬新なアイデアがイノベーション製品の発掘につながるよう「アイデア路(※)」プラットフォームと「イノベーション市場(※※)」を連携して運営すると発表した。

※アイデア路：全国民のアイデア取引を仲介するプラットフォーム（特許庁、[www. idearo. kr](http://www.idearo.kr)）

※※イノベーション市場：イノベーション需要の発掘、イノベーション製品の需要者と供給者間のコミュニケーション、イノベーション製品専用のショッピングモールなど、イノベーション調達政策を統合して管理・支援するシステム（調達庁、ppi. g2b. go. kr）

イノベーション製品の発掘に向けた両機関の主な協力事項は以下のとおりである。

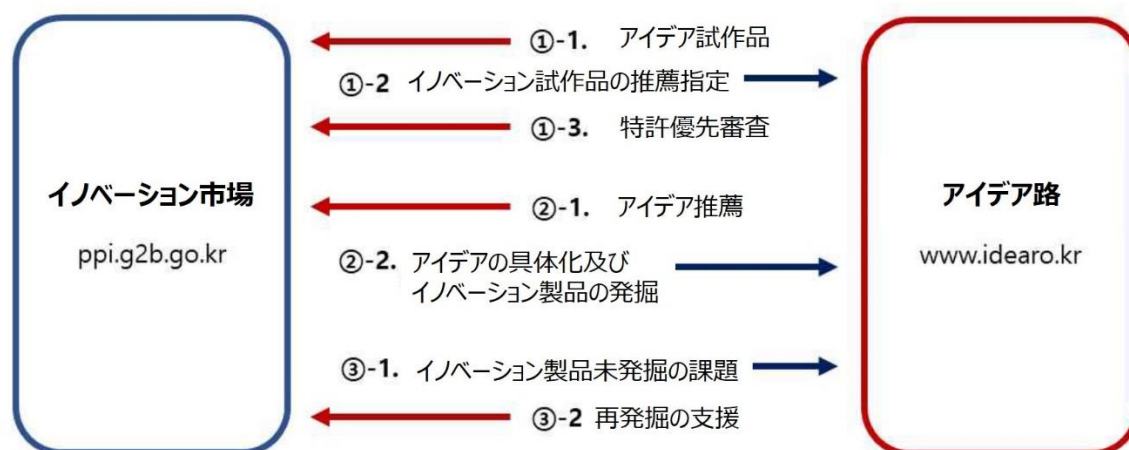
1. 特許庁傘下の韓国発明振興会がイノベーション製品の推薦委員（スカウト）（※）資格でイノベーション試作品を推薦することができ、これに関連する特許出願が優先審査の対象に含まれるように関連規定を整備する。（～2022 年上半期）

※イノベーション製品の推薦委員（スカウト）：創業・金融・技術・特許の専門家が有望株（イノベーション企業・製品）を現場で発掘し、イノベーション製品への参入をサポートする制度

2. 特許庁が「アイデア路」からイノベーション需要アイデアを見つけて調達庁に推薦すれば、調達庁は推薦されたイノベーション需要課題を具体化（インキュベート）（※）し、イノベーション製品を公募する。

※イノベーション需要インキュベート：公共機関・企業・国民が提案したアイデアレベルの公共需要を実行可能なレベルの課題に具体化する制度

3. 「イノベーション市場でイノベーション製品を発掘できなかったイノベーション調達の需要は「アイデア路」に登録して再発掘をサポートする。



特許庁と調達庁は 2019 年 7 月にイノベーション志向公共調達の円滑な推進に向けて業務提携を締結し、「歩行者にやさしいスマート交通警報」などの 78 個の優秀発明特許製品を発掘してイノベーション性・公共性を認めるイノベーション製品として指定した。

特許庁長は「国民と企業のクリエイティブなアイデアが取引されるアイデア路プラットフォームに登録されたアイデアが、もはや調達庁と連携してイノベーション製品として指定される道が開かれた」とし、「今後もイノベティブなアイデアが韓国社会に貢献できるように持続的に努力していきたい」と話した。

調達庁長は「クリエイティブなアイデアが捨てられずにイノベーション製品として指定され、政府や公共機関、国民に披露できる構造が強化された」とし、「公共サービスの改善に役立つ多様かつ斬新なイノベーション製品の発掘に最善を尽くしたい」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 斬新なデザインのアプローチが必要な企業を探しています！

韓国特許庁（2022. 3. 16.）

参加企業にはクリエイティブなデザインを供給、若いデザイナーには事業化経験を提供

韓国特許庁は新製品に対するデザインのアプローチが必要な企業にオーダーメイド型支援を実施する 2022D2B デザインフェア（Design to Business）に参加する企業を 3 月 17 日木曜日 から 4 月 15 日金曜日まで募集すると発表した。

今年で 17 回目を迎える「D2B デザインフェア」は、参加企業にクリエイティブで優れたデザインを供給し、デザイナーにデザインの権利化と事業化の過程を直接経験できる機会を提供するために企画された。企業が望むテーマのデザインを公募する「企業部門」とデザイナーが自由にデザインを出品する「自由部門」に分かれている。参加企業は「企業部門」のテーマ提示から審査、授賞までの過程を共にして優秀なデザインアイデアを発掘し、企業や製品の認知度を上昇させる効果が期待される。

2021 年には計 3,697 点の作品が出品された。そのうち 39 点が受賞作に選定され、移動型殺菌機器、時計、缶詰の缶など、生活と密接な製品の優秀なデザインが選ばれた。優秀なデザインで事業化に成功した FIABA の共同代表は「D2B デザインフェアは、企業とは異なる視線で斬新かつ感覚的なデザインを見つけられる良い機会だった」とし、「選ばれた作品は実用性や市場性などに優れていて、商品化に大いに役立った」と述べた。

【2021D2B デザインフェアの主要受賞作】

賞格	大賞	金賞	金賞	金賞
選定デザイン				
参加企業	-	FIABA	-	Sunil 金庫製作
出品名	移動型殺菌機器	花瓶結合時計	カット可能缶詰の缶	金庫前面パネル

特許庁の産業財産政策局長は「D2B デザインフェアを通じて、デザイン専門人材の足りない韓国企業が優秀なデザインアイデアを競争力のある製品に適用し事業化に成功するようサポートする計画だ」と話した。

一方、参加申し込みやその他詳細については D2B 事務局（d2b@d2bfair.or.kr、02-3153-7612）およびウェブサイト（www.d2bfair.or.kr）に問い合わせればよい。

4-2 デジタル環境変化に対応した商標の使用・侵害に関する商標法改正案の公聴会を開催

韓国特許庁（2022. 3. 23.）

韓国特許庁、デジタル時代の環境変化に対応するため多様な意見を集める！

韓国特許庁はデジタル時代の環境変化に対応するための商標法改正案の公聴会（以下「公聴会」）を 3 月 24 日木曜日午後 2 時にソウルで開催すると発表した。

【公聴会の概要】

日時・場所：2022 年 3 月 24 日木曜日 14 時、ソウル江南区

主要参加者：

（産業界）韓国知識財産協会、ベンチャー企業協会

（法曹界）ユ・ヨンソン弁護士

（学界）キム・ビョンイル教授（発題）、ナ・ジョンガブ教授

目的：メタバースなど、デジタル時代の環境変化に対応するための商標法の改正案について産業界・法曹界・学界等の幅広い意見を集約・検討

今回の公聴会は「デジタル環境変化に対応した商標の使用・侵害に関する商標法の改正案」について学界・法曹界・産業界などからさまざまな意見を聞くために開催される。

公聴会は商標法改正案の紹介等の主題発表および専門家ディスカッションで行われる。まず、特許庁が「メタバース商標法の争点および商標法改正案の紹介」を発表し、これと関連して政策研究委託業務を担っていた漢陽大学のキム・ビョンイル教授が「デジタル時代の環境変化と商標使用および侵害」をテーマに発表する。主題発表が終わった後は専門家指定ディスカッションが行われる予定である。延世大学のナ・ジョンガブ法学専門大学院教授、LG 生活健康のミン・ギョンファン常務、Kim & Chang 法律事務所のユ・ヨンソン弁護士、ベンチャー企業協会イノベーションベンチャー政策研究所のユ・ジョンヒ副所長がパネルとして参加し、商標法の改正案についてディスカッションする予定である。特許庁の商標デザイン審査局長は「デジタルトランスフォーメーションに伴うメタバース、非代替性トークン（NFT）などの新たな変化に対応するための商標法改正を通じて、市場の混乱を最小限に抑えられるよう取引秩序を整えていきたい」と述べた。

一方、公聴会は特許庁の YouTube チャンネル（※）からオンライン生中継され、商標法の改正案に関する意見は YouTube のリアルタイムコメント作成を活用して誰でも提出できる。

※<https://www.youtube.com/user/kipoworld>

その他一般

5-1 ヘルスケアのためのペット用機能性飼料、年平均 37%増加

韓国特許庁（2022. 3. 28.）

ますます拡大するペット市場、機能性飼料が浮上！

・単身世帯の増加、高齢化、新型コロナによる在宅勤務の日常化など、社会環境の変化に伴ってペットを飼う世帯が増えている。特に、ペットを人のように扱う「ペットヒューマニゼーション」文化が広がってペットフード（※）が高級化しており、ペットの種類や健康・栄養管理に配慮した機能性飼料の特許出願が増加している。

※ペットフード：単なるペットの飼料ではなく、製品の品質、機能による食品の概念を含む

・韓国のペット犬の数は 2010 年時点で 461 万匹から 2019 年に 598 万匹と約 1.3 倍増加しており、同じ期間、ペット猫は 63 万匹から 258 万匹と約 4 倍増加した。2019 年時点、ペットを飼っている世帯は全世帯の 26.4%の 591 万世帯と推定される。（※）

※食品産業統計情報システム（aTFIS）2021 年 4 月 2 週目『食品市場ニュースレター』の「ペットフード」を引用

韓国特許庁によると、動物飼料全体の特許出願は2011年から2020年まで年平均10%増加して着実に増えており、ペット用機能性飼料は年平均37%増加して上向きになっている。動物飼料全体の特許出願のうちペット用機能性飼料の特許出願は2015年に18%、2017年に27%、2019年に33%を占め、ますます拡大している。

ペット用機能性飼料の細部技術別特許出願は、飼料の原料で51%、添加物（フードファクター）で22%、動物オーダーメイド型飼料で14%、飼料の形成・加工技術で13%、飼料保存技術の順となっている。飼料の原料全体の特許出願は年平均36%増加し（2011～2020）、累積出願数は植物起源原料が45%と最も多く、次いで動物起源原料が30%、微生物酵素原料が25%の順である。

形態別特許出願では、保存性に優れたドライフードの割合が76%と圧倒的に多く、他にソフトドライフードとウェットフードがそれぞれ12%となっている。ペットの種類は犬・猫70%、昆虫17%、水中生物3%の順であり、犬・猫の割合は犬64%、猫36%である。

機能性（※）別では、免疫改善28%、肥満防止25%、嗜好性向上11%、悪臭防止11%、栄養補充10%、健康維持8%、被毛健康改善6%、腸機能改善3%の順であり、他に口腔健康改善、骨健康改善、ストレス防止、関節健康改善、炎症防止の目的などがある。

※飼料摂取を通じてペットに与えられる有益な機能

出願人の分布では、内国個人が41.1%、中小企業が33.1%、外国法人が9.22%、教育機関（大学）が7.57%を占めている。特許庁の全体特許出願のうち内国個人が占める割合が平均19.8%であることから（2017～2020）、ペット用機能性飼料分野での内国個人による出願率は高い。これは、単身ペット世帯の増加に伴って特許技術を基盤とする1人企業および中小企業の創業が増えたからであると見られる。

特許庁の食品生物資源審査課審査官は「韓国国内ペットケア市場の成長ポテンシャルを考えると、ペットヘルスケアに関する特許出願の増加傾向は今後も続くと予想され、ペット用機能性飼料の特許出願の大部分を占めている個人発明家と中小企業に対して関連機関の金融支援および特許創出支援が期待される」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム